

【新旧対照表】 JAL カード家族プログラム会員規約の主な改定箇所（下線部分が改定箇所です。）

改定前	改定後
第 1 条（規約の目的およびその改定ならびに承認）	第 1 条（規約の目的およびその改定ならびに承認）
2. 日本航空は必要と認めた時に、本規約を事前の通知を行うことなくいつでも改定することができるものとし、その内容を通知後に、家族プログラム会員が本規約第 4 条第 1 項に定める特典交換の申込を行った場合は、改定後の規約を承認したものとみなします。	2. 日本航空は、必要と認めた時に、 <u>本規約を改定することができるものとします。日本航空が本規約を変更するときは、日本航空は家族プログラム会員に対し、相当の期間において、本規約を改定する旨および改定後の規約内容ならびにその効力発生日を日本航空の Web サイトに掲示するなど、適切な方法により周知します。</u>